法令に相当する外国の法令の規定による許認可等（行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二条第三号に規定する許認可等又はこれに相当するものをいう。）を受けて第一種金融商品取引業若しくは銀行業（銀行法第二条第二項に規定する銀行業のうち同項第一号に掲げる行為を行わないものを除く。）に類する事業を営むもので、かつ、金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第七十条の四第一項第二号に掲げる措置と同等の措置（次号において「利益相反管理のための措置」という。）を講じなければならないとされているもの（以下「第一種金融商品取引業者等」という。）が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合　前条第三号イ及びロ

四　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門（投資銀行業務等を行う部門（以下この号及び第六号において「投資銀行部門」という。）又は中長期的に利益を得ることを目的として自己の勘定で上場会社等以外の会社の有価証券（同法第二条第一項に規定する有価証券をいう。以下この号において同じ。）の保有及び売買を行うものであって自己の名義で上場会社等の有価証券の保有及び売買を行うものでない部門（以下この号において「自己勘定投資部門」という。）がこれらの行為の一部を行う場合には、当該投資銀行部門又は自己勘定投資部門を除く（自己勘定投資部門がこれらの行為の一部を行う場合にあっては、投資銀行部門及び自己勘定投資部門との間に利益相反管理のための措置を講じている場合に限る。）。第六号において同じ。）に秘密技術関連情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案する場合（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。第六号において同じ。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

五　第一種金融商品取引業者等が、発行会社等の同意に基づき当該発行会社等の非公開情報の自己又は第三者への開示を提案する場合及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する非公開情報を取得する場合　前条第五号イ及びロ

六　第一種金融商品取引業者等であって、他のもの（他のものから依頼を受けて金融商品取引法第二十八条第一項第三号若しくは第三十五条第一項第十一号若しくは第十二号に掲げる業務又はこれらに相当する業務（以下この号において「投資銀行業務等」という。）を行う場合における当該他のものを除く。）又は当該第一種金融商品取引業者等における同法第二十八条第一項第一号若しくは第五号に掲げる行為若しくはこれらの行為に相当する行為を行う部門に非公開情報を提供しないこと及び発行会社等に対して秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案するにあたり当該第一種金融商品取引業者等が所有する株式若しくは持分又は保有する議決権若しくは議決権等行使等権限を直接又は間接に利用しないことを担保するために必要な措置を講じているものが、秘密技術関連情報の自己又は第三者への開示を提案（他のものの依頼を受けて投資銀行部門を通じて投資銀行業務等（同法第二十八条第一項第三号に掲げる業務を除く。）に関して行う提案に限る。）及びかかる提案に基づき当該発行会社等が自主的に提供する秘密技術関連情報を取得する場合（前号に掲げる場合を除く。）　前条第三号イ及びロ

［号を加える。］

［号を加える。］